

## ○拓殖大学北海道短期大学研究倫理・公的研究費運営管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、拓殖大学北海道短期大学（以下「本学」という。）における学術研究の適切性及び信頼性の確保を図るとともに公的研究費の運営管理に関する必要な事項を定め、学術研究の遂行並びに公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「学術研究」とは、本学におけるすべての学内外の個人研究、共同研究等をいう。また、「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

### (管理責任者)

第3条 学術研究の遂行並びに公的研究費を運営、管理するため、職制により次の管理責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者 学長
- (2) 統括管理責任者 副学長、事務部長
- (3) コンプライアンス推進責任者 各学科長、総務課長、学務学生課長

### (管理責任および権限)

第4条 学術研究並びに公的研究費の管理責任者は、次の事項につき管理責任および権限を有する。

- (1) 最高管理責任者は、学術研究並びに公的研究費に係るすべての事項に関し、最終的な責任を負う。また、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、大学全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な学術研究を推進するために適切な措置を講じるものとする。
- (2) 統括管理責任者は、学術研究並びに公的研究費の運営及び管理に係る事項を統括して実質的な権限を有し、その責任を負い、最高管理責任者に管理及び運営状況を必要に応じて報告しなければならない。また、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な学術研究を推進するための適切な措置を講じるものとする。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、最高管理責任者及び統括管理責任者の指示に基づき、不正を防止するため、研修会等のコンプライアンス教育を実施しなければならない。  
また、総務課長及び学務学生課長は、コンプライアンス推進責任者として、公的研究費の管理及び運営に関する事務手続き上の実質的な権限を有し、その責任を負う。

(研究倫理・公的研究費適正化委員会)

第5条 本学に「研究倫理・公的研究費適正化委員会」(以下「委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 最高管理責任者(委員長)
- (2) 統括管理責任者
- (3) コンプライアンス推進責任者
- (4) その他委員長が指名した者

(研究倫理・公的研究費適正化委員会の審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究倫理に関する事項
- (2) 公的研究費の適正な運用に関する事項
- (3) 学術研究・公的研究費の不正防止に関する事項
- (4) その他最高管理責任者が求める事項

(研究倫理特別委員会)

第7条 前条第1号について、必要に応じて「拓殖大学北海道短期大学研究倫理特別委員会(以下「研究倫理特別委員会」という。)」を設ける。

2 研究倫理特別委員会に関する規程は、別に定める。

(公的研究費に係る事務)

第8条 公的研究費に係る事務取扱は、別に定める。

(取扱基準の明確化・統一化)

第9条 公的研究費の適正かつ円滑な執行のため、取扱基準を明確化し、学内における統一化を図るものとする。

(関係者の意識向上)

第10条 研究倫理の重要性に鑑み、研究倫理に関する関係者の意識向上に努めるものとする。

2 関係者の意識向上を図るために、研修会等を定期的を開催する。

(遵守と誓約)

第11条 学術研究の遂行にあたり、研究者並びにこれに係わる事務職員及び業者は、法令及び本学研究倫理ガイドラインを遵守し、これを書面により誓約するものとする。

(相談窓口)

第12条 学術研究に係る相談窓口を学務学生課、総務課に置く。

(不正防止計画)

第13条 学術研究に係る不正を防止するため、不正防止計画を策定する。

2 不正防止計画は、学術研究に係る本学全体の実態を把握・検証し、不正発生要因に対する改善策を講ずることとする。

(通報窓口)

第14条 本学の学術研究の不正行為に関する通報を受け付ける通報窓口を学校法人拓殖大学内部監査室に置き、内部監査室長が通報窓口の責任者となる。

2 統括管理責任者は学術研究の不正行為に関する通報を受け付けたときの対応を総括し、責任者となる。

3 学術研究の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、通報窓口に対して通報を行うことができる。

4 通報は、原則として、顕名により、学術研究の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、学術研究の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。

5 通報窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、統括管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。

6 通報の受け付けに当たっては、通報窓口の職員は、通報者の秘密の遵守その他通報者の保護を徹底しなければならない。

7 通報窓口の責任者は、学術研究の不正行為に関する通報を受けたときは、速やかに統括管理責任者に報告しなければならない。統括管理責任者は、当該通報に係る学科長・課長等に、その内容を通知するものとする。

8 通報窓口の責任者は、通報が郵便による場合など、当該通報が受け付けられたかどうかについて通報者が知り得ない場合には、通報が匿名による場合を除き、通報者に受け付けた旨を通知するものとする。

9 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、統括管理責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(秘密保護義務)

第15条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏ら

してはならない。教職員等でなくなった後も、同様とする。

2 最高管理責任者は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 最高管理責任者は、当該通報に係る事案が外部に漏洩した場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4 最高管理責任者又はその他の関係者は、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、被通報者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

#### (調査委員会の設置)

第16条 統括管理責任者は、第14条に基づく通報並びに学術研究に係る不正またはその疑いがあり、調査の必要があると認めたときは、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項に該当する研究者に対し、必要に応じて公的研究費の使用停止を命ずることができる。

3 第1項の報告に基づき、最高管理責任者は原則30日以内に、拓殖大学北海道短期大学研究活動不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、速やかに調査を実施しなければならない。

4 調査委員会の委員の半数以上は、学校法人拓殖大学に属さない外部有識者でなければならない。また、全ての調査委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

5 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 最高管理責任者が指名した者 2名

(2) 研究分野の知見を有する者 2名

(3) 法律等の知識を有する外部有識者 1名

6 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。

7 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、通知後7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

8 最高管理責任者は前項の異議申し立てがあった場合は、当該異議申し立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申し立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(調査の実施)

第17条 調査委員会は、調査の実施が決定した日から原則30日以内に、調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、通報者及び被通報者に対し、直ちに、調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 最高管理責任者は、調査の実施を決定したときは、当該事案に係る研究費の配分機関及び関係省庁に調査を行う旨を報告するものとする。

4 調査委員会は、通報において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、調査を行うものとする。

5 調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。

6 調査の対象は、通報された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、調査に関連した被通報者の他の研究を含めることができる。

7 最高管理責任者は、調査の途中であっても配分機関の求めに応じて、配分機関に中間報告を提出する。また、不正の事実が一部でも確認された場合は、理事長に報告し、配分機関及び関係省庁に速やかに報告を提出する。

(不正行為等の認定手続)

第18条 調査委員会は、調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、原則150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正行為等の認定)

第19条 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

4 最高管理責任者は、不正行為が認定されたときは、速やかに理事長に報告する。

5 学術研究に係る不正が認定された者は、就業規則により懲戒を行う。

#### (調査結果の通知及び報告)

第20条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む）を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者が学校法人拓殖大学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が学校法人拓殖大学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

#### (不服申し立て)

第21条 被通報者は、調査結果に不服があり、再調査を希望する場合、通知後14日以内に最高管理責任者に対し、不服申し立てを行うことができる。

2 不服申し立てを行うときは、不服申し立ての根拠を書面にして、申し立てなければならない。

3 不服申し立てに係る再調査は、再調査の開始から50日以内に完了する。ただし、やむをえない事情があるときは、この期間を延長することができる。

4 最高管理責任者は、特定不正行為の認定に係る不服申し立てがあった場合、配分機関及び関係省庁に報告をしなければならない。

5 最高管理責任者は、不服申し立ての却下や再調査開始の決定をした場合、配分機関及び関係省庁に報告しなければならない。

6 最高管理責任者は、再調査の結果、不正の事実が一部でも確認された場合は、理事長に報告し、配分機関及び関係省庁に速やかに報告を提出する。

#### (調査結果の公表)

第22条 不正行為が確定した場合、最高管理責任者は次の各号に定める事項をホームペー

ジで公表する。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正行為の概要
- (3) 不正行為に対して、本学が講じた措置の概要
- (4) その他最高管理責任者が必要と認めた事項

2 前項にかかわらず、個人情報または知的財産の保護等、最高管理責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、一部の事項を非公表とすることができる。

(不正関与業者への対応)

第23条 公的研究費に係る不正に関与した業者については、「学校法人拓殖大学調達規程」第6条の規定に基づき取引を停止する。

(内部監査)

第24条 公的研究費の適正な使用を確保するため、モニタリングすると共に、別に定める「学校法人拓殖大学内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。

(事務)

第25条 この規程に関する事務は、学務学生課が行う。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。